

## 1 からわかる県立図書館の「廃止」問題

**Q. それはどういう問題ですか。**

A. 神奈川県には現在2つの県立図書館があります。1つは横浜にある「県立図書館」、もう1つは「県立川崎図書館」です。昨年(2012)11月、神奈川県教育委員会(以下「県教委」)は、この2館について川崎図書館は廃館して県立図書館に集約、新しい県立図書館では閲覧・貸し出しのサービスを廃止するという方針を明らかにしました。県教委はこれを県立図書館の機能の「純化」と呼んでいます。実は県立図書館そのものの「廃止」ではないかという疑問や、「廃止」に反対する声が上がっています。

**Q. 県立の図書館は市町村の図書館とどう違うのですか。**

A. 市町村の図書館は本や雑誌、CDやDVDなどの資料を住民に提供することを第一の使命とし、できるだけ多くの人々に満足してもらうことを目指しています。これに対して、県立の図書館は利用する人は多くなくても必要性や価値のある専門的な資料を集めて、来館者だけでなく市町村にも提供するという役割を担ってきました。それにより横浜の県立図書館は人文・社会系の重厚な資料群と神奈川県に関する膨大な地域資料を誇り、川崎図書館は科学技術や産業のユニークな専門図書館として雑誌や社史のコレクションで高い評価を得ています。また、県立の図書館として市町村をはじめ大学・高校・企業等の図書館や資料室と連携して図書館ネットワークをつくり、その中心的な役割も果たしています。ただし、利用者が図書館に来館して、資料を閲覧し、貸し出しも受けられるというのは、市町村の図書館と共通しています。

**Q. 県教委は具体的には県立の図書館をどのようにしようとしているのですか。**

A. 県立の図書館を完全に「なくす」とは言っていません。川崎図書館を集約した県立図書館は、専門的な資料の収集は続けるが、それを来館者に見せたり(閲覧)、貸し出すことはやめる、県民は市町村の図書館を通じてのみ貸し出しを受けられるというのが、県教委の考えです。これにより人件費や資料購入費を減らし、現在危機的な状況にある県財政を改善するということですが、経費の節減を優先した発想で、県立図書館が本来果たすべき役割を十分に検討した結果とはいえないと思わざるをえません。

**Q. でも資料が市町村の図書館を通じて借りられるなら問題ないような気がします。**

A. 県立の特定の資料をピンポイントで指定して市町村で借りるだけなら、実はもう30年以上も前から普通に行われていることで、何ら新しいサービスではありません。しかしこのサービスは一度に大量に資料は借りられず、そもそも借りられない資料もある上に、県外の利用者はサービスを受けられません。このような場合これまでは図書館に来館すればよかったのですが、それが不可能になるのです。そして最大の問題は図書館を閉ざして利用者が資料にふれられないようになる点です。私たちが書店を訪れるのは特定の本を買いに行くときばかりではありません。何かおもしろい本はないか、役に立つ本はないかという期待をもって行くことも多いはず。図書館の利用もまた特定の資料を借りに行くだけでなく、幸運な出会いや思いがけない発見が期待できるものなのです。まして図書館には絶版書や非売品など書店では手に入らない本がたくさんあります。関連の本が書架に並ぶための分類も工夫されています。そして本の探し方や本についての情報はもちろん、さまざまな問い合わせに答えてくれる司書もいます。

県教委の考える新たな県立図書館では、こうした出会いと発見が不可能になってしまいます。市町村を通じての間接的な利用では代替できない重要な機能が失われることはやはり大きな問題ではないでしょうか。

**Q. では、あるべき県立図書館とはどんなものなのでしょう。**

A. 現場の県立図書館、県立川崎図書館の職員は、既に県立の図書館の将来ビジョンを検討しています。神奈川県が財政破綻してしまえばそれこそ図書館どころではなくなりますから、当然コスト削減を含む経営の「効率化」は考えられているでしょう。長年追求してきた市町村との役割分担も十分意識した上で、これからの時代に県立図書館が何をなすべきか、例えば電子情報へのアクセス強化、所蔵資料の電子化、県内資料の最終保存機能の確保など、さまざまな検討がなされていることでしょう。それは少なくとも県民や利用者に「開かれた図書館」であり、貴重な県民の財産である資料が活用でき、そして有能なスタッフが利用者や他の図書館をサポートできる県立図書館であるはずです。そのようなビジョンの骨格を現在の県立図書館はまず明らかにし、これを叩き台として広く市町村をはじめとする図書館、そして県民・利用者の意見を募るべきです。県立図書館の将来像をオープンな議論の場で作成することが肝要で、最初から「純化」などといって閲覧・貸し出しの廃止を議論の出発点にすることは問題です。「純化」をいうならまず県立図書館の「本質」を明らかにすべきですが、県教委はそれを説明しているのでしょうか。県教委はまず今回の「廃止」ともとれる方針を一度なかったものとした上で、県立図書館の将来構想を県立2館とともに練り上げていくべきです。そこで初めて図書館の「本質」を踏まえた、あるべき県立図書館の姿が見えてくることでしょう。

神奈川県立図書館の発展を考える会  
事務局 林秀明、大村勝敏

e-mail: [komura@jcom.home.ne.jp](mailto:komura@jcom.home.ne.jp) (大村)

## 県立図書館では、皆さんの意見を求めています

### ① 県に手紙、FAX、メールを送る

メール：「神奈川県」のHPから「わたしの提案」を選ぶ（「わたしの提案 神奈川県」で検索する）

FAX： 045 (210) 8833 に送信してください。

手紙： 送付先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県県民局県民活動部県民課広聴調整グループ

### ② 県立図書館に意見を送る

「神奈川県立の図書館ホームページ」にアクセスしたら、

**県立の図書館では、皆様のご意見を募集しています。**

上の囲み文が最初に表示されていますのでこれをクリックして下さい  
後は指示通りに進んで下さい。